

高病原性鳥インフルエンザへの対応状況

I 国内対応

- 1 特定家畜伝染病防疫指針の策定等発生に備えた体制整備
 - (1) 16年11月に公表した特定家畜伝染病防疫指針に基づき中央段階での説明会に続き、各都道府県が演習等を実施。
 - (2) さらに、効率的な殺処分方法に関する防疫技術検討会を開催し、1月13日には実証試験を実施。

- 2 ワクチン使用に備えた体制整備
(上記防疫指針では、ワクチン使用は、摘発・とう汰が困難になった場合に限るとしている。)

 - (1) 海外開発ワクチン3種について食品安全委員会の答申及び薬事・食品衛生審議会の審査を踏まえ輸入承認(12月13日)し、備蓄を積増し(従来320万ドース+1月4日輸入400万ドース)。
 - (2) 具体的な使用条件、使用手順については、生産者との意見交換を予定。
 - (3) さらに、国内でのワクチン開発を推進することとして、緊急開発事業を実施し、H5亜型及びH7亜型のワクチンについて緊急開発を推進。

- 3 発生時の被害軽減のための取組
 - (1) 正しい知識の普及や不適切な取引の防止を目的に、公開のリスクコミュニケーション、生産者、流通・小売業者の意見交換会を実施するとともに、流通・小売団体に正しい知識の普及を要請。
 - (2) 防疫指針では、生産者への影響が必要最小限となるよう、移動制限区域での鶏卵等の移動について例外措置を設ける等の配慮。

- (3) 発生農家の経営再建を支援するため、現行の法に基づく手当金制度や融資に加え、牛、豚等を対象とした家畜防疫互助基金と同様に、生産者が互助基金を造成する場合の支援を4億円規模で実施。
平成17年3月での加入率は85%。

Ⅱ 国際対応

1 海外での発生状況

- (1) 15年末からアジア地域において、発生が拡大（ウイルスは主に血清亜型H5N1）。
- (2) 日本、台湾、韓国で清浄性が確認されたが、韓国については、昨年12月弱毒タイプのウイルス（血清亜型H5N2）を分離。
- (3) また、ベトナム、タイ等では人への感染・死亡事例がみられている。

2 輸入検疫対応

- (1) 発生国からの家きん・家きん肉、卵等の輸入を停止するとともに、昨年2月以降ペット用鳥類についても輸入を停止。
- (2) 空港では、発生国の養鶏場に立ち入った者等に対する靴底消毒を実施。
- (3) 12月の韓国における弱毒タイプウイルスの分離事例についても、家きん・家きん肉の輸入停止措置と合わせ、
・日韓カーフェリー利用車両の到着港での消毒
・韓国で養鶏場に立ち入った者等に対する靴底消毒の注意喚起の強化
・国内での防疫対策の徹底の通知
を実施
3月23日には、続発もなく90日が経過したことから輸入停止措置等を解除
- (4) 3月15日には、北朝鮮で発生した疑いがあるとの情報を受け、家きん・家きん肉、卵等の輸入を停止。

家畜防疫互助事業の概要

1. しくみ

(1) 対象家畜と対象疾病

対象疾病の種類	交付対象家畜の種類
1 牛疫	牛・豚
2 牛肺疫	牛
3 口蹄疫	牛・豚
4 アフリカ豚コレラ	豚
5 豚コレラ	豚
6 高病原性鳥インフルエンザ*	鶏

* : 平成16年12月創設

(2) 互助基金の造成と発生時の支払

加入を希望する生産者が都道府県家畜畜産物衛生指導協会を通じ、全国家畜畜産物衛生指導協会に所定の積立金を納付。これに相当する額を農畜産業振興機構が助成し基金を造成。対象疾病発生時に所定の互助金を支払。

2. 契約実績

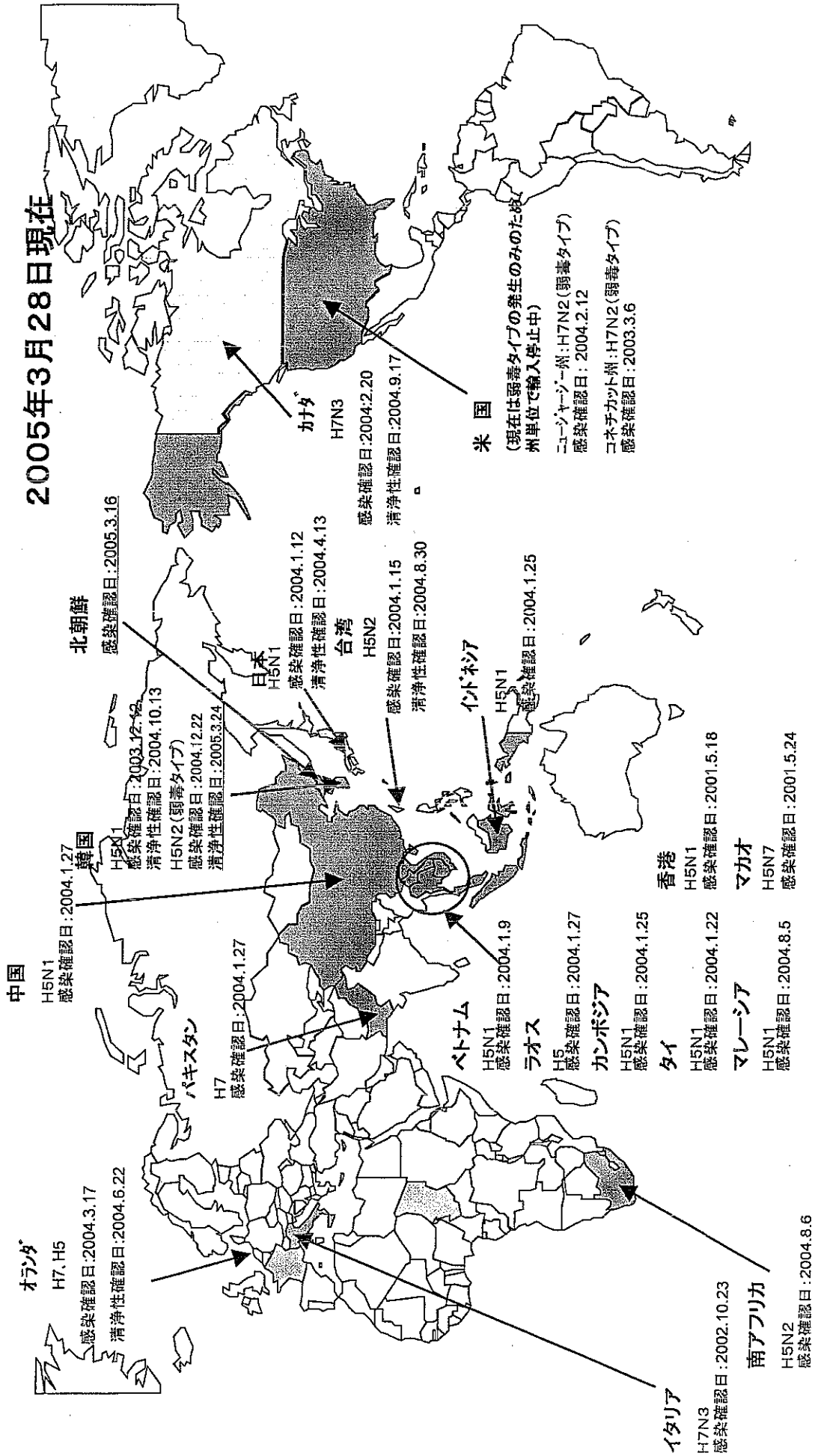
	牛	豚	鶏
契約戸数	73,961	4,514	3,391
契約頭羽数	3,460,150 (77.3%)	7,664,485 (78.8%)	241,885,938 (85.3%)
生産者積立金	2.5億円	6.9億円	5.7億円
国積立金	15.2億円 (牛・豚・鶏の区分なし)		

注1) 生産者積立金：牛及び豚は平成17年2月16日現在

鶏は平成17年3月1日現在

高病原性鳥インフルエンザの発生状況

清浄性未確認国
 清浄性確認国



衛生管理課関連の17年度予算の概要

1 食の安全・安心確保交付金のうち衛生管理対策

(2,742百万円の内数)

(1) 飼料安全確保対策

農家等の点検・指導、各種調査等を支援

(2) 家畜衛生対策

病性鑑定施設の整備、死亡牛BSE検査、飼養衛生管理基準や防疫指針の普及・推進、診断予防技術の検討、防疫演習の実施等に加え、地域の行政・生産者・関係者が一体となって行う家畜伝染病の発生予防のための取組を通じた安全で安心な畜産物等の産地作りの推進を新たに支援。

2 総合食料対策民間団体事業推進費補助金

(民間団体向けソフト、3,719百万円)

(1) 流通飼料対策事業(203百万円)

輸入飼料原料等の有害物質汚染実態調査、組換え体利用飼料や飼料中の有害物質の分析方法の開発等を支援。

(2) 家畜衛生対策事業(3,517百万円)

ア 飼養衛生管理基準や防疫指針の普及・啓発のための講習会・資料作成等監視・危機管理体制の整備、慢性病の低減対策の検討、サルモネラ対策などの鶏卵衛生管理体制の強化を支援。

イ 新たにワクチンの品質の安定化のためのシードロットシステムの導入に必要な規格、基準の設定等を行う事業を支援。

ウ 16年度まで農畜産業振興機構の畜産業振興事業として実施されていた次の事業を新たに位置づけ。

・ 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業

死亡牛のBSE検査の円滑な実施のために生産者に対し死亡牛の運搬・処理や検査経費を補助

・ 家畜生産農場清浄化支援対策事業

ヨ一ネ病や豚のオーエスキ一病の清浄化、伝染性疾病の流行防止のための組織的予防接種を補助

3 家畜伝染病予防費（1,934百万円）

都道府県が家畜伝染病予防法に基づき実施する防疫措置に要する経費の一部（防疫員旅費、薬品費等）を負担するとともに、同法に基づく殺処分等を実施する際に生産者に対し手当金や焼埋却経費の1/2を交付。

高病原性鳥インフルエンザへの防疫経験を踏まえた16年度の同法の一部改正により、新たに、まん延防疫措置に必要となる防疫資材の購入費、移動制限の対象となった農場の売り上げ減少額等に対する助成経費等について新たに国が一部を負担することになったことから増額。

4 委託費

- (1) 動物用医薬品の使用基準や飼料中の有害物質の残留基準値を設定するための委託費（401百万円）、牛肉トレーサビリティ制度において行われるDNA鑑定の委託費（747百万円）等を継続。
- (2) 新たに薬事法改正に伴うガイドライン作成の委託費（9百万円）、少子高齢化に伴う飼育小動物の多様化等によって重要性が増大した小動物獣医療の実態を調査するための委託費（12百万円）を確保。

5 その他

先端技術を活用した農林水産高度化事業において、新たにリスク管理行政への調査研究結果の迅速な活用を図っていくことを目的とする「リスク管理型研究」の取組（400百万円）が認められた。

衛生管理課関係では、17年度当初から取り組むテーマとして、BSEの侵入防止措置に関する分析、BSE感染源等に関する疫学研究、鳥インフルエンザワクチンによる防疫方法とワクチン改良技術に係わる調査研究等9テーマについて研究課題の公募が行われている。

平成17年度歳出予算概算決定総括表

農林水産省所管 一般会計【消費・安全局 衛生管理課】

(単位：千円)

事 項 等	平成16年度 予 算 額	平成17年度 概 算 決 定 額	摘要
1. 補助金等			
(大事項) 食の安全・安心の確保対策 に必要な経費			
(項) 総合食料対策費			
(目) 消費・安全対策整備交付金(ハト)			
(目) 消費・安全対策推進交付金(ソト)			
1. 衛生管理対策	~食の安全・安心確保交付金の創設~		
…(1) 飼料安全性確保対策推進	《2,742,305(0)千円の内数》 ※地域の実情に応じたメニューを選択・要望		
…(2) 家畜衛生対策推進			
…(3) 養殖衛生管理体制整備推進			
…(4) 貝毒安全対策推進			
(目) 総合食料対策民間団体事業 推進費補助金	395,690	3,719,928	
①流通飼料対策事業費	237,640	203,182	
②家畜衛生対策事業費	158,050	3,516,746	
I 監視・危機管理体制整備対策	56,523	43,329	
II 慢性疾病等低減対策	34,467	34,467	
III 畜産物安全性確保対策	67,060	25,860	
IV 動物用ワクチンシードロット システム開発事業費	0	32,669	新規
V 死亡牛緊急検査処理円滑化 推進事業	0	2,340,942	新規
VI 家畜生産農場清浄化支援 対策事業	0	1,039,479	新規
その他の(目)	1,391,793	0	廃止
(大事項) 家畜伝染病予防対策に 必要な経費			
(項) 家畜伝染病予防費	1,803,964	1,933,607	
(目) 家畜伝染病予防費負担金	1,354,148	1,449,342	拡充
(目) 患者処理手当等交付金	449,816	484,265	拡充

農林水産省所管 一般会計【消費・安全局 衛生管理課】

事 項 等	平成16年度 予 算 額	平成17年度 概 算 決 定 額	摘要
2. 委 託 費			
(大事項) 総合食料対策事業指導事務等に 必要な経費			
(項) 総合食料対策費	1,539,987	1,463,450	
(目) 総合食料対策調査等委託費	691,124	1,391,257	
Ⅰ. 消費・安全対策調査等委託費	149,155	136,968	
Ⅱ. 動物用医薬品使用基準設定等委託費	445,550	400,995	
Ⅲ. 養殖衛生対策センター事業費	96,419	106,061	拡充
Ⅳ. 牛肉トレーサビリティ業務委託費	0	747,233	
(目) 総合食料対策調査等民間団体委託費	832,011	57,867	
Ⅰ. 牛肉トレーサビリティ業務委託費	786,561	0	
Ⅱ. 動物用医薬品等安全性及び有用性確認 調査委託費	32,276	25,821	
Ⅲ. 貝毒安全対策事業費	13,174	10,539	
Ⅳ. 動物用医薬品承認・許可基準普及委託費	0	9,427	新規
Ⅴ. 小動物獣医療実態調査委託費	0	12,080	新規
(目) 総合食料対策調査等地方公共団体 委託費	16,852	14,326	
Ⅰ. 薬事監視事務委託費	7,748	7,361	
Ⅱ. 漁場環境保全調査等委託費	9,104	6,965	
3. 事 務 費			
(大事項) 農林水産本省一般行政に必要 な経費			
(項) 農林水産本省	36,901	32,947	
(大事項) 審議会等に必要な経費			
(項) 農林水産本省	26,893	26,760	
(大事項) 総合食料対策事業指導事務等 に必要な経費	235,713	226,589	
(項) 総合食料対策費	235,713	226,589	
1. 消費・安全対策等事業指導事務費	118,368	106,484	
2. 家畜衛生対策事務費	117,345	120,105	
衛生管理課合計 (国際衛生対策室、薬事・飼料安全室、魚類安全室)	5,430,941	【消費・安全対策(推進)交付金を除く計数] 7,403,281	

【動物検疫所計上分として】 動物検疫所の検査指導等の充実強化 に必要な経費のうち 人畜共通感染症等危機管理体制整備費	30,649	30,631	高病原性鳥インフルエンザ等 ワクチン備蓄経費
---	--------	--------	---------------------------